

令和元年10月1日から自動車の税が大きく変わります

令和元年10月1日から、自動車の排気量等に応じて毎年かかる自動車税は、「**自動車税種別割**」に名称が変更され、10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）から自動車税種別割の税率が引き下げられます。

また、自動車取得税は廃止となり、自動車の燃費性能等に応じて自動車の購入時に払う「**自動車税環境性能割**」が導入されます。

なお、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の乗用車（登録車・軽自動車）を購入する場合、自動車税環境性能割の税率1%分が臨時的に軽減されます。

○自動車税種別割

令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）の自動車税種別割の税率表

- ・令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）から、自動車税種別割の税率が引き下げられます。
 - ・軽自動車税種別割の税率は、変更されません。
- ※令和元年10月1日以降、自動車の排気量等に応じて毎年かかる自動車税は「自動車税種別割」に、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変更されます。

排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率 (引下げ額)
1,000cc以下	29,500円	25,000円 (▲4,500円)
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円 (▲4,000円)
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円 (▲3,500円)
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円 (▲1,500円)
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円 (▲1,000円)
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円 (▲1,000円)
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円 (▲1,000円)
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円 (▲1,000円)
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円 (▲1,000円)
6,000cc超	111,000円	110,000円 (▲1,000円)

4,500円～1,000円 引き下げられます！！

○自動車税環境性能割

自動車税環境性能割の税率【乗用車の例】

- ・令和元年10月1日以降、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入されます。
- ※自動車税環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて、自家用の登録車は0～3%、営業用の登録車と軽自動車は0～2%になります。
- ※自動車税環境性能割については、新車・中古車を問わず対象になります。

燃費性能等	税率		
	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税		
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0% (非課税)		
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	2.0% (1.0%)	1.0% (非課税)	0.5%
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	3.0% (2.0%)	2.0% (1.0%)	1.0%
上記以外			2.0%

※ () は令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の乗用車（登録車・軽自動車）を購入する場合

自動車税環境性能割の税率1%分が軽減されます！！

(令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間)